

総務省 税制改正要望事項一覧

I 国税

要望項目	資料	評価結果
1 情報基盤強化税制	①	D
2 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除	※	D
3 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金にかかる指定寄附金制度の創設	※	E
4 中小企業投資促進税制	※	C
5 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例	※	C
6 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長	※	C
7 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設	②	D
8 過疎地域における事業用設備等の特別償却の対象事業の拡充及び延長	③	D
9 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置	④	D
10 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充	⑤	B
11 非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設	⑥	B

II 地方税

要望項目	資料	評価結果
1 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設	※	E
2 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充	⑦	B
3 ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤を構築する施設に係る課税標準の特例措置）	⑧	D
4 情報基盤強化税制の拡充及び延長	①	D
5 中小企業者等の試験研究費に係る特例措置	※	D
6 中小企業投資促進税制の延長	※	C
7 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例	※	C
8 合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置の延長	⑨	E

見直し項目	資料	評価結果
1 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置の縮減	⑧	Y
2 広帯域加入者網を構成する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の縮減	⑧	Y

※：他省庁との共同要望で、かつ総務省独自の要望部分が無いもの。

「情報基盤強化税制」(所得税・法人税)

(経済産業省・総務省・厚生労働省共同要望 ※拡充部分除く)

- 情報基盤強化税制とは、セキュリティが確保された情報システムを取得した場合に、その取得額の一部に対して税額控除又は特別償却を認める税制。(平成20年4月～平成22年3月の2年間適用)
- 今般、情報セキュリティ脅威の高度化・巧妙化に伴い、安心・安全なインターネット環境の実現に向けて、情報基盤強化税制の延長及び高機能なセキュリティ対策機器について対象設備の拡充を要望するもの。

対象者

青色申告を行う法人又は個人

対象設備

下線部が拡充項目

- (1) サーバ用OS※1及びそれがインストールされたサーバ (資本金1億円超の企業については省エネ効果の高いサーバに限定)
- (2) データベース管理ソフトウェア※1及びこれと同時に設置されるアプリケーションソフトウェア
- (3) ファイアウォール、高機能セキュリティ対策機器(IDS/IPS, WAF)※1((1)、(2)、(4)のいずれかと同時に取得されるものに限る)
- (4) 連携ソフトウェア※2

※1 ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの。

※2 情報処理の促進に関する法律第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画(平成20年経済産業省告示第61号)

において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構(IPA)により技術上の評価を受けたもの。

- IDS・・・Intrusion Detection System (不正侵入検知システム)
- IPS・・・Intrusion Prevention System (不正侵入予防システム)
- WAF・・・web application firewall

課税特例

取得価額の70%相当額の10%の税額控除又は50%の特別償却

取得価額要件

資本金	投資額(年間)
資本金10億円超の法人	1億円以上、200億円以内
資本金1億円超10億円以下の法人	3,000万円以上
資本金1億円以下の法人・個人	70万円以上

減収額試算(総務省部分)

約7.1億円(拡充部分)(富士キメラ総研「2008ネットワークセキュリティビジネス調査総覧」より推計)

【参考】情報基盤強化税制全体の減税額(拡充部分を除く場合): 約653億円

①情報基盤強化税制：見直しの指針（「6つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	○「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月情報セキュリティ政策会議（議長：内閣官房長官）決定）において、今後3年間に取り組む重点政策として「企業の情報セキュリティ向上に資する製品やサービスの提供促進と活動の推進」とされている。 ○また、同計画に基づき策定された「セキュア・ジャパン2009」（平成21年6月同会議決定）において、今年度取り組むべき施策として「企業における高度な情報セキュリティが確保された情報システム投資に対する税制優遇措置」とされている。
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	○平成20年末の企業におけるファイアウォール導入率は約6割程度、IDS（不正侵入検知システム）導入率は約1割程度に留まっていることから、引き続き、情報セキュリティ投資を促進する必要がある。
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	○本税制は、一定の要件を確保した情報システムを取得した全ての企業に適用される。また経済産業省のアンケートによると、本税制に関して業種による偏在は特にみられない。なお、国税庁の平成19年度会社標本調査によると、平成19年度に本税制を利用した企業に占める中小企業の割合は6割を超過している。
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	○平成18年度から平成20年度において計20億円程度の減税額と推計される。同期間においてファイアウォールの導入率は51.3%から60.7%に上昇、さらに独立行政法人情報処理推進機構への不正アクセス届出件数は331件から155件に減少している。
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	○他の支援措置等はない。
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	○最近の情報セキュリティ脅威として、従来のファイアウォール装置だけでは対応できない新たなサイバー攻撃やそれに伴う被害が増加しており、税制措置により我が国企業の情報セキュリティ水準を向上させ、安心・安全なインターネット環境を実現する。

郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設（概要）

特例措置の内容

郵便貯金銀行及び郵便保険会社から郵便局株式会社へ業務委託する際に支払う手数料にかかる消費税を非課税とする。

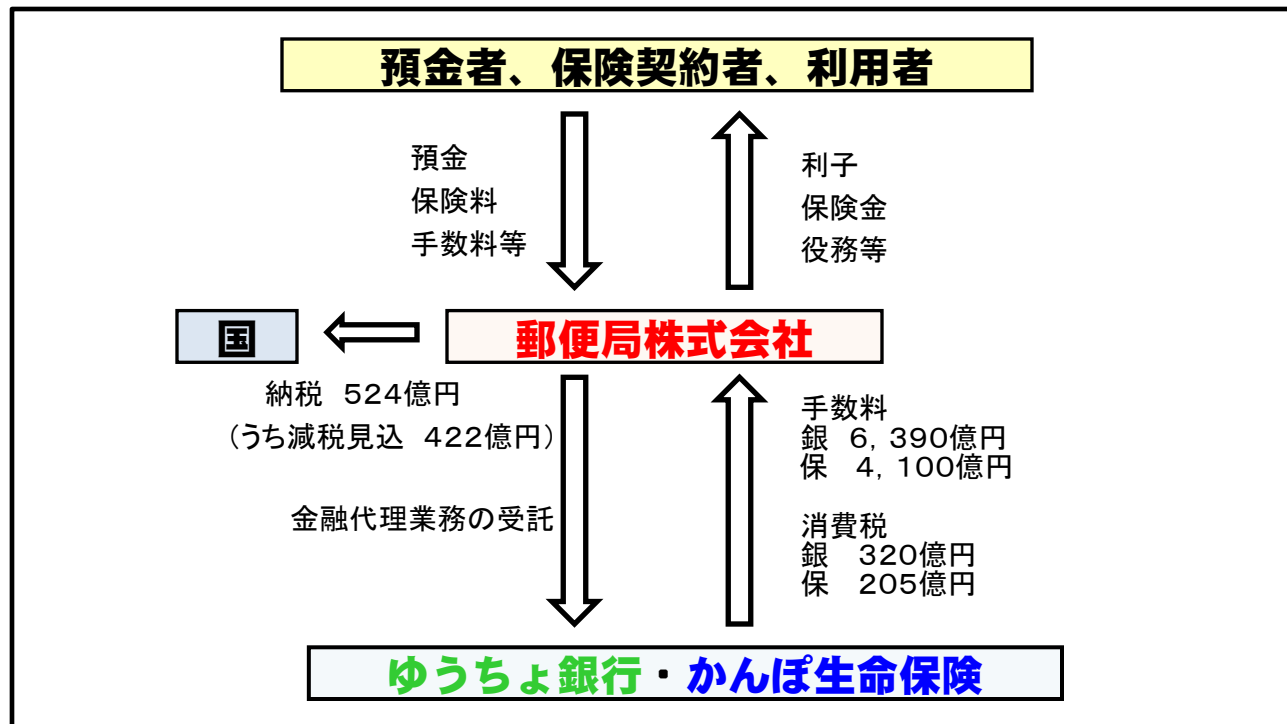
要望の理由

- 移行期間中、銀行業を営む郵便貯金銀行は銀行代理業者に、生命保険業を営む郵便保険会社は生命保険募集人に、継続的な業務の委託をすることが現行法令上必要。
- 他方で、民間金融機関においては、通常、自らが顧客に金融サービスを提供しているため、業務委託に係る手数料の支払いはなし

→ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社にとって経営上著しく不利



当該手数料にかかる消費税の非課税措置の創設により、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の安定的な経営を確保



○関連する委員会決議（抜粋）

- ・ 平成１７年１０月１４日の参議院郵政民営化に関する特別委員会の附帯決議

十五、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

- １．税制については、民営化に伴う激変緩和の必要性の有無、四分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

- ・ 平成１９年１１月２２日の参議院総務委員会の決議

六、（前段略）また、激変緩和のため消費税の減免など税制について所要の検討を行うこと。

- ・ 平成１９年１１月２９日の衆議院総務委員会の決議

十、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

- ① 税制については、四分社化など郵政民営化に伴う特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。

○郵政改革の基本方針（平成２１年１０月２０日閣議決定）

郵政事業の抜本的見直し（郵政改革）については、国民生活の確保及び地域社会の活性化等のため、日本郵政グループ各社等のサービスと経営の実態を精査するほか、以下によるものとして検討を進め、その具体的な内容をまとめた「郵政改革法案」（仮称）を次期通常国会に提出し、その確実な成立を図るものとする。

- １．郵便事業に関する国民の権利として、国民共有の財産である郵便局ネットワークを活用し、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の基本的なサービスを全国あまねく公平にかつ利用者本位の簡便な方法により、郵便局で一体的に利用できるようにする。
- ２．このため、郵便局ネットワークを、地域や生活弱者の権利を保障し格差を是正するための拠点として位置付けるとともに、地域のワンストップ行政の拠点としても活用することとする。
- ３．また、郵便貯金・簡易生命保険の基本的なサービスについてのユニバーサルサービスを法的に担保できる措置を講じるほか、銀行法、保険業法等に代わる新たな規制を検討する。加えて、国民利用者の視点、地域金融や中小企業金融にとっての役割に配慮する。
- ４．これらの方策を着実に実現するため、現在の持株会社・４分社化体制を見直し、経営形態を再編成する。この場合、郵政事業の機動的経営を確保するため、株式会社形態とする。
- ５．なお、再編成後の日本郵政グループに対しては、更なる情報開示と説明責任の徹底を義務付けることとする。
- ６．上記措置に伴い、郵政民営化法の廃止を含め、所要の法律上の措置を講じる。

② 郵便貯金銀行及び郵便保険会社が郵便局株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非

課税措置の創設：見直しの指針（「６つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	○ 「消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行う」との衆議院及び参議院による附帯決議（平成１７年～１９年）に基づき、検討を進めることが必要。 ○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の安定的な経営を確保することにより、郵便局ネットワークの水準を維持し、利用者へのサービス提供の維持を確かなものとすることは、郵政改革の基本方針（平成２１年１０月２０日閣議決定）に合致し、必要。
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	○ 一般の金融機関では、直営店を通じた営業が一般的で業務委託料に係る消費税の負担がない一方、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、不採算地域も含めて郵便局へ代理店契約を義務付けられたことによって消費税負担が発生しており、対等な競争条件が確保されていない。
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	（新設）
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	○ ４２２億円の税収減が見込まれるが、平成２２年度では、郵便貯金銀行及び郵便保険会社にとって、それぞれ３２０億円、２０５億円の費用節減効果が生じる。
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	○ 同様の他の支援措置等は存在しない。
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	○ 現在の郵政民営化法により、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が、不採算地域も含めて郵便局へ代理店契約を義務付けられことから、新たに消費税の負担が発生したものであり、消費税を商品の価格に転嫁しがたい金融サービスの特徴から、両者にとって、経営上、著しく不利となっているため、これを解消する手段としての的確かつ必要最小限の措置。

過疎法の検討状況、今後の見通し等について

現 状

- 昭和45年以来、時代の要請に対応した過疎法(全会一致の議員立法)を4次にわたり制定。
- 上・下水道、道路、医療・介護施設といった生活基盤の整備や産業の振興などで、拡大する公共サービスの格差を是正する大きな役割。
- 現行過疎法は平成22年3月末で失効。
- 過疎地域からは、失効後も立法措置を求める強い要望あり。

課 題

- 過疎地域は、財政状況は極めて厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な「足」の不足、地域医療の危機など、様々な困難に直面。実効性のある過疎対策が求められている。
- 農林漁業の立て直し、産業の育成、暮らしの安心の確保などにより、過疎地域が自立的・持続的な地域経営を行えるようにすることが必要。
- 地域の自由と自給力を高め、「コンクリートから人へ」という考え方も取り入れたソフト対策の充実も含め、切れ目のない過疎対策を講じていくことが必要。



現行過疎法を平成22年度以降も拡充延長する

過疎地域における特別償却制度の拡充・延長

1 現行制度概要

過疎地域内で個人又は法人が製造業等の事業の用に供する設備等を新增設した場合、特別償却が認められる。

・対象設備

設備\業種	製造業	旅館業	ソフトウェア業
建物、付属設備	○	○	○
機械、装置	○	×	○

- ・特別償却率 建物、付属施設 6／100 機械、装置 10／100
- ・取得価額 2,000万円超

2 要望内容

特例措置の対象事業の延長及び拡充

【延長】：3年間

【拡充】：有線放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター、農林水産物等販売業

3 減税額

1,685 百万円

過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例

1 現行制度概要

過疎地域外にある建物等の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡による譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置

2 要望内容

（現行過疎法失効後の）過疎法による特例措置（課税の繰延べ）の継続

（参考）現行適用期限

法人税：平成23年 3月31日

所得税：平成23年12月31日

③、④

③ 過疎地域における特別償却制度の拡充・延長

見直しの指針（「６つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	○本措置は、過疎法の規定に基づくものである。 ○現行過疎法は、平成２２年３月末で失効するが、現政権においては、新たな取り組みも含め、切れ目のない過疎対策を講じていくこととしており、現行過疎法を平成２２年度以降も拡充延長する。																				
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	○過疎地域の現状をみると、財政状況は極めて厳しく、また著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退など様々な困難に直面しており、引き続き過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、雇用の増大を図ることが必要。																				
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	○特別償却の適用実績は、以下の通りとなっている。 <table><tr><td>年度</td><td>適用件数</td><td>適用者数</td><td>償却額</td><td>雇用増加人員</td></tr><tr><td>平成１８年度</td><td>７０４件</td><td>７８件</td><td>約７２億円</td><td>２，８８７人</td></tr><tr><td>平成１９年度</td><td>７５８件</td><td>７９件</td><td>約４０億円</td><td>２，４５４人</td></tr><tr><td>平成２０年度</td><td>８２１件</td><td>６４件</td><td>約５１億円</td><td>２，３６７人</td></tr></table>	年度	適用件数	適用者数	償却額	雇用増加人員	平成１８年度	７０４件	７８件	約７２億円	２，８８７人	平成１９年度	７５８件	７９件	約４０億円	２，４５４人	平成２０年度	８２１件	６４件	約５１億円	２，３６７人
年度	適用件数	適用者数	償却額	雇用増加人員																	
平成１８年度	７０４件	７８件	約７２億円	２，８８７人																	
平成１９年度	７５８件	７９件	約４０億円	２，４５４人																	
平成２０年度	８２１件	６４件	約５１億円	２，３６７人																	
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	○過疎地域自立促進計画では、産業の振興策として、企業の誘致について、税制上の優遇措置等の活用により取り組むこととしている。																				
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	○補助金等他の政策手段はない。																				
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	○本措置は、新規立地企業において、初期投資の負担が軽減され、企業の進出を促すインセンティブとなる。過疎地域の企業立地が確実に促進され、雇用の増大が図られる。																				

④ 過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例

見直しの指針（「6つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	○本措置は、過疎法の規定に基づくものである。 ○現行過疎法は、平成22年3月末で失効するが、現政権においては、新たな取り組みも含め、切れ目のない過疎対策を講じていくこととしており、現行過疎法を平成22年度以降も拡充延長する。												
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	○過疎地域の現状をみると、財政状況は極めて厳しく、また著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退など様々な困難に直面しており、引き続き過疎地域への企業や旅館等の立地を促進し、雇用の増大を図ることが必要。												
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	○買換え特例の適用実績は、以下の通りとなっている。 <table><tr><td>年度</td><td>適用件数</td><td>取得額</td></tr><tr><td>平成18年度</td><td>5件</td><td>約7億円</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>2件</td><td>約4億円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>該当無し</td><td></td></tr></table>	年度	適用件数	取得額	平成18年度	5件	約7億円	平成19年度	2件	約4億円	平成20年度	該当無し	
年度	適用件数	取得額											
平成18年度	5件	約7億円											
平成19年度	2件	約4億円											
平成20年度	該当無し												
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	○過疎地域自立促進計画では、産業の振興策として、企業の誘致について、税制上の優遇措置等の活用により取り組むこととしている。												
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	○補助金等他の政策手段はない。												
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	○本措置は、新規立地企業において、資産の買換えに伴う税負担が軽減され、企業の進出を促すインセンティブとなる。過疎地域の企業立地が確実に促進され、雇用の増大が図られる。												

平成22年度税制改正要望について

国内

海外

公社債市場

国債

※20年度末証券形式残高 約680兆円

地方債

※20年度末証券形式残高 約70兆円

機構債

※20年度末証券形式残高 約20兆円

社債

財投機関債

手続き
煩雑な

利子

非課税

※平成11年～

利子

非課税

※平成19年～

利子

利子

利子

日本で課税
(源泉徴収15%)

※さらに、外国でも外国の
制度に従って課税

利子

課税(源泉徴収なし)
(法人税で課税)
※平成15年度～

利子

課税(源泉徴収20%)
(源泉分離課税)

要望事項①

- 海外投資家に対する地方債の利子非課税手続きの簡素化等

要望事項②

- 海外投資家に対する地方公共団体金融機構債等の利子非課税制度の導入

(参考)金融庁要望事項

- 海外投資家に対する社債等の利子非課税制度の導入

海外投資家(非居住者、外国法人等)

地方公共団体金融機構は各地方公共団体の 地方債資金をまとめて借り入れています

金
融
市
場

資金調達
(借入れ)

地方公共団体金融機構債

21年度債券発行計画

1.8兆円

市場関係者は
「地方債」と認識

機関投資家が投資対象
を判断するために用いる
国内の3つの代表的な
投資指標で、機構債を
「地方債」に分類

地方公共団体金融機構 (地方共同法人)

○地方共同の債券発行機関
(資金調達機関) = 各地方
公共団体が借り入れる
資金(地方債資金)をま
とめて借入れ

○出資金
全都道府県・全市区町村
が出資(166億円)
※法律上出資者は地方公共
団体に限定

○貸付対象
地方公共団体に限定

○根拠法
地方公共団体金融機構法

○業務の概要
・地方公共団体に対して長期かつ低利の
資金を融通
・融通の原資を調達するため債券を発行

貸 付 け

長期・低利

都道府県・
政令指定都市

貸 付 け

長期・低利

市・特別区

貸 付 け

長期・低利

町村

21年度地方債計画(改定後)
機構資金計上額

1.9兆円

⑤ 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化及び非課税対象者等の拡充

見直しの指針（「6つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	○ 「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）において、「海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する」とされている。
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	○ 非居住者等による振替地方債の保有割合は、0.2%（平成 20 年度末現在）にとどまっており、現時点では、「非居住者等の地方債流通市場への参加を促進する」という当初の政策目標は達成されていない。
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	○ 非居住者等による振替地方債の保有割合は、0.2%（平成 20 年度末現在）にとどまっているが、本措置により海外投資家から煩雑との指摘を受けている非課税手続を簡素化することにより、非課税適用数の増加が期待される。
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	○ 本措置により、非居住者等の我が国地方債市場への投資を一層促進し、地方公共団体の資金調達の円滑化を図ることが可能になり、ひいては地方公共団体の財政負担の軽減に資することになる。
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	○ 二国間における租税条約だけでは、適用対象者が限定されていることや手続が煩雑であること等の理由により十分な措置とはいえない。
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	○ 国際的な二重課税を回避するための措置であり、特定の者を優遇するものではない。

⑥非居住者等の受け取る振替地方公共団体金融機構債券等の利子等に係る非課税制度の創設
見直しの指針（「6つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	○ 地方公共団体金融機構法において、機構の目的は、地方公共団体に対し長期かつ低利の資金を融通すること等により、地方公共団体の財政の健全な運営に寄与することとされている。 ○ また、「第4次勧告」（平成21年11月9日地方分権改革推進委員会）において、「地方共同の資金調達機関である機構の仕組みを・・・財務基盤を含め一層充実していくべきである」とされており、そのためには機構の資金調達の円滑化に向けて、非居住者等の投資を促進していくことが不可欠である。 ○ さらに、「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）において、「海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する」とされている。
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	○ 非居住者等による振替機構債の保有残高は0にとどまっており、現時点では、「非居住者等の地方公共団体金融機構債券等流通市場への参加を促進する」という当初の政策目標は達成されていない。なお、地方公共団体が発行する振替地方債と同等のものと見える機構が発行する振替機構債について、振替地方債と同様に非課税制度を創設することにより、非居住者等の我が国公社債等市場への投資を促進し、機構の資金調達の円滑化を図ることが可能になり、ひいては地方公共団体への貸付金利の低下に資することになる。
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	○ 国際的な二重課税を回避するための措置として振替機構債の利子に係る非課税制度が創設されることにより、非課税適用数の増加が期待される。
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	○ 振替国債及び振替地方債については、非居住者等による投資を促進する等の観点から非課税制度が創設されており、これにより国際的な二重課税は回避され、その結果、非居住者等の振替国債及び振替地方債の保有残高は増加傾向にある。
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	○ 二国間における租税条約だけでは、適用対象者が限定されていることや手続が煩雑であること等の理由により十分な措置とはいえない。
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	○ 国際的な二重課税を回避するための措置であり、特定の者を優遇するものではない。

「第4次勧告」

～自治財政権の強化による「地方政府」の実現へ～（抄）

平成21年11月9日 地方分権改革推進委員会

Ⅱ 中長期の課題

4 地方債

地方債の発行は、既に第1次地方分権改革の一環として、許可制から協議制へと移行したところであるが、市場からの信用を損なうことのないよう十分配慮しつつ、地方自治体の起債自主権の一層の確立に向けて、地方債の発行に係る国の関与を見直していくべきである。

その際、地方自治体が自らの権限と責任によって、より一層市場を強く意識した起債を拡大していくためには、財政力や資金調達能力の弱い小規模自治体であっても市場から円滑に安定的な資金を調達することを可能にする仕組みが重要であるので、地方共同の資金調達機関である地方公共団体金融機構の仕組みを貸付規模や財務基盤を含め一層充実していくべきである。

地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充

税制改正要望の概要

以下の税目について、非課税措置の対象を、移行型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人にも拡充する。

対象税目：道府県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税、鉱区税、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税

(参考)

- ・ 移行型地方独立行政法人（成立の前日に設立団体が行っていた業務に相当する業務を行うもの）で、成立の前日に設立団体が行っていた業務に相当する業務のみを引き続き行う法人については、既に非課税とされている。
- ・ 平成15年度税制改正において、移行型地方独立行政法人に係る非課税措置が新設され、平成16年度税制改正において、公立大学法人について、新設型地方独立行政法人が非課税措置の対象とされた。

○＜地方独立行政法人に対する課税／非課税の整理＞

	地方独立行政法人		公立大学法人	独立行政法人（国）	
	①移行型地方独立行政法人で、 ②成立の日の前日に設立団体 が行っていた業務のみを行う 地方独立行政法人	左記以外の地方独立行政法人		国が行っている業務のみ を行う独立行政法人	左記以外の業務も行う独立行政法人
国 税 (所得税、法人税、登録免許税、印紙税)	非課税 (「地方独立行政法人」として非課税)		非課税	非課税 (ただし、税目ごとに 出資者要件等あり)	
地方税 (不動産取得税、固定資産税等)	非課税	課 税	非課税	非課税	課 税

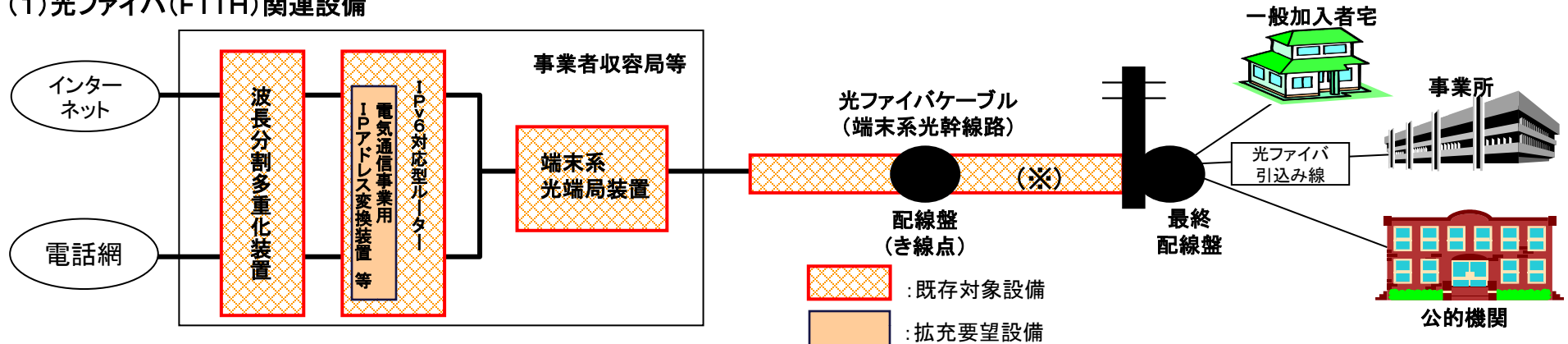
⑦ 地方独立行政法人に係る非課税措置の拡充
見直しの指針（「6つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	○ 地方独立行政法人は、地方独立行政法人法において、公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業を効率的かつ効果的に行う法人とされているところ。このため、設立団体である地方公共団体が行っていた業務に相当する業務のみを行う移行型地方独立行政法人については、既に非課税の対象とされている。
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	○ 今後、地方公共団体の事務・事業を効率的かつ効果的に行っていくことを推進する観点から、地方独立行政法人の設立についても適切に進める必要がある。
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	○ 適用されるケースとしては、一部事務組合立である公立病院が経営改善を図る中で、一部の構成地方公共団体が新たな地方独立行政法人を設置して事業を行うこと等が予想される。
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	○ 既存の非課税措置の対象となる地方独立行政法人は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 61 法人が設立されているが、これらの法人については非課税措置が適用されたことにより、地方公共団体からの業務の移行が円滑に実施されて、当該法人の業務がそれぞれの地域において確実に実施されている。
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	○ 地方独立行政法人の公共性・公益性を踏まえた措置であって、他の支援措置はなじまない。
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	○ 地方独立行政法人全体について非課税措置を講じることが適当であるが、当面必要最小限の措置として、地方公共団体の業務のみを引き継ぐ地方独立行政法人を非課税措置の対象とする必要がある。

「ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤整備促進税制）」の概要

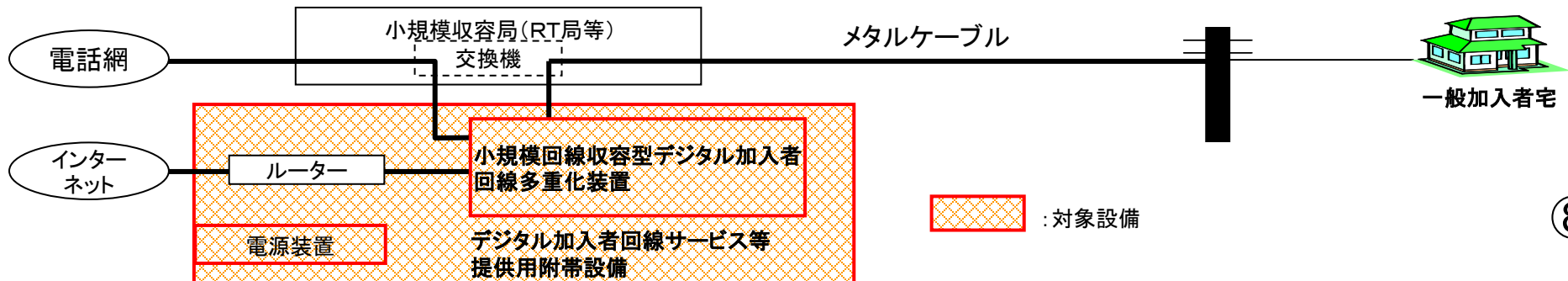
- 1 目的:ブロードバンド・ゼロ地域を解消し、ユビキタスネット社会を支える世界最先端のネットワーク基盤を構築するため、光ファイバ等を活用し、高画質映像の受発信等、大容量データの超高速通信に適応したブロードバンド基盤の全国的整備促進を図る。
- 2 対象者:電気通信基盤充実臨時措置法に基づき実施計画の認定を受けた次の者
①電気通信事業者 ②有線テレビジョン放送事業者(CATV事業者)③有線放送電話業者
- 3 対象設備:下記のとおり
- 4 内容:固定資産税の課税標準の特例(取得後5年度分について、設備に応じて課税標準を2/3、3/4又は4/5とする)
- 5 適用期間:平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 6 要望内容:①適用期間を平成23年3月31日まで1年間延長 ②対象者を資本金50億円未満の事業者に限定
③対象設備に電気通信事業用IPアドレス変換装置等を追加

(1)光ファイバ(FTTH)関連設備



※ 対象地域:①過疎、②半島、③離島、④奄美、⑤小笠原、⑥沖縄(離島に限る)、⑦豪雪、⑧山村、⑨特定農山村に限定

(2)ADSL関連設備



⑧「ブロードバンドによる情報格差解消税制（次世代ブロードバンド基盤整備促進税制）」の延長・拡充
見直しの指針（「6つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	・本措置の主要目的である「2010年度末までのブロードバンド・ゼロ地域の解消」については、2006年1月の「IT新改革戦略」（IT戦略本部）等に掲げられている。 ・また、2009年7月の「民主党政案集INDEX2009」においても「情報格差の解消」が掲げられているところ。 ・本措置に係る電気通信基盤充実臨時措置法は、2011年5月が法期限とされている。 ・以上から、目標達成期限（2011年3月）までの1年間に限り、本措置を延長・拡充することが必要不可欠。
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	2009年3月末現在、いまだに約64万世帯のブロードバンド・ゼロ地域が残されている。また、ブロードバンド基盤の構築に当たっては、IPv6対応が必要となっている。
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	自治体数レベルで毎年度400件程度適用。偏りはない。
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	・ブロードバンド・ゼロ地域は、2008年3月末に残り約86万世帯だったものが、2009年3月末には残り約64万世帯と、1年間で約22万世帯が解消された。 ・2008年度の取得証明に係る減収額は12億円。 ※減収額については総務大臣による取得証明スキームにより把握している
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	・我が国のブロードバンド整備については、本措置を主体として民主導で進めてきたところ。 ・事業採算性の確保が非常に困難な一部の地域については、公的整備により解消を図ることとしているが、予算上の制約もあり、公的整備によることができない地域では、本措置により民間事業者の協力を確保することが不可欠。
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	・本措置は、残り約64万世帯のブロードバンド・ゼロ地域のうち、公的整備により整備される世帯（約34万世帯）を除いた約30万世帯について、民間事業者の協力を確保することで営業エリア拡大による解消を図るために措置するものであり、的確かつ必要最小限の措置である。

市町村の合併の特例等に関する法律における地方税の特例措置の延長要望

(自治行政局合併推進課)

1. 改正要望内容

合併の障害を除去するための措置である現行合併特例法(平成21年度末失効)第16条の地方税に関する下記の特例について、平成22年度以降の合併特例法においても引き続き設けることを求めるもの(期間は当該合併特例法の有効期限内)。

- ① 市町村の合併後直ちに均一の課税をすることが、かえって住民負担の均衡を欠くこととなると認められる場合に一定期間課税をしないことまたは不均一の課税をすることができる。【すべての市町村民税】
- ② 事業所税の非課税団体同士が合併して人口30万以上の市となる場合に都市としての実態や人口実態に変化が必ずしもないにもかかわらず事業所税が課税されることになることが合併の支障となる場合があるため一定期間政令による課税団体の指定をしない。【事業所税】
- ③ 市町村合併に伴う税負担の増加を緩和するため、市町村合併に伴い特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち、新たに宅地並課税の対象となるべきものについては、一定期間宅地並課税の適用を受けないこととする。【固定資産税、都市計画税】

2. 改正要望理由

合併した場合、新市町村において基本的には、税率や税目を同一にする必要があるが、例えば、地方税の税率が異なっている市町村が合併し、直ちに税率を同一にすることは、住民の負担に多大な影響があり、合併が円滑に進まなくなるおそれがある。そのため、旧合併特例法及び現行合併特例法において、一定期間は課税免除又は不均一課税をすることができる等の地方税の特例が設けられてきたところであるが、今回制定する合併特例法においても、障害除去の観点から同様の特例が必要である。

3. 適用実績

平成11年以降の旧合併特例法下の合併件数581件のうち、第1項については236件、第2項については7件、第3項については34件の合併において特例が適用され、また、現行合併特例法下の合併件数46件(平成22年3月31日見込み)のうち、第1項については25件、第2項については0件、第3項については6件の合併において特例が適用されているところ。

⑨ 合併市町村における課税免除又は不均一課税等の特例措置の延長

見直しの指針（「6つのテスト」）の検討結果

1 政策体系の中での優先度、緊急性の明確な位置づけ	市町村合併の特例等に関する法律第16条において規定されている。
2 当初の政策目標が既に達成されていないか	市町村合併は、行財政基盤の強化の手法の一つとして、今後もなお有効であり、また、現在明らかになっているだけでも、平成22年4月以降の合併を目指している市町村の組合せが3組（岩手県：一関市・藤沢町、埼玉県：川口市・鳩ヶ谷市、愛知県：西尾市・一色町・吉良町・幡豆町）あり、このほかにも島根県松江市・東出雲町、静岡県富士市・富士宮市など、合併の動きがある。
3 適用数が僅少であったり、特定者に偏ったりしていないか	平成11年以降の旧合併特例法下の合併件数581件のうち、第1項（課税免除又は不均一課税の特例）について236件、第2項（事業所税の課税団体の指定の延期）について7件、第3項（特定市の固定資産税及び都市計画税の特例）について34件の合併において特例が適用され、また、現行合併特例法下の合併件数46件（平成22年3月31日見込み）のうち、第1項について25件、第3項について6件の合併において特例が適用されている（第2項について適用実績なし）。
4 有効性（費用対効果）の客観的確認	総務省の平成21年主要な政策に係る評価書において、有効性が確認されている。
5 他の支援措置等との明確・適切な役割分担	当該措置については、地方税の税率等が異なっている市町村が合併し、直ちに税率等を同一にすることは、住民の負担に多大な影響があり、合併が円滑に進まなくなるおそれがあることを踏まえ住民を対象として設けられているものである。 補助金等、他の施策では同様の目的は達成できないものであり、当該措置について、相当性は認められるものと考えられる。
6 政策目的達成のための的確かつ必要最小限の措置か	当該措置は、合併をした市町村の住民を対象として設けられているものであり、また、合併市町村において都市としてのある程度の一体性が確立され、一の地方公共団体として税制を統一させていくべき期間として、5年間に限り認められているものである。 したがって、その政策目的を達成するための政策手段としての的確であり、かつ、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置となっていると考えられる。